

改 正 後		改 正 前	
鳥取県木材産業雇用支援事業実施要領		鳥取県木材産業雇用支援事業実施要領	
制 定 平成21年2月24日付第200800172734号 一部改正 平成21年7月14日付第200900057192号 一部改正 平成22年3月17日付第200900191278号 一部改正 平成22年10月29日付第201000119302号 一部改正 平成23年4月18日付第201100010447号 一部改正 平成23年11月17日付第201100117363号 一部改正 平成24年7月5日付第201200053267号 一部改正 平成24年10月30日付第201200108118号 一部改正 平成25年11月19日付第201300125856号 一部改正 平成26年4月3日付第201300207892号 一部改正 平成26年10月24日付第201400113519号 一部改正 平成27年3月24日付第201400201208号 一部改正 平成27年10月26日付第201500114200号 一部改正 平成28年11月29日付第201600129051号 <u>一部改正 平成29年6月20日付第201700065234号</u> 鳥取県農林水産部長通知		制 定 平成21年2月24日付第200800172734号 一部改正 平成21年7月14日付第200900057192号 一部改正 平成22年3月17日付第200900191278号 一部改正 平成22年10月29日付第201000119302号 一部改正 平成23年4月18日付第201100010447号 一部改正 平成23年11月17日付第201100117363号 一部改正 平成24年7月5日付第201200053267号 一部改正 平成24年10月30日付第201200108118号 一部改正 平成25年11月19日付第201300125856号 一部改正 平成26年4月3日付第201300207892号 一部改正 平成26年10月24日付第201400113519号 一部改正 平成27年3月24日付第201400201208号 一部改正 平成27年10月26日付第201500114200号 一部改正 平成28年11月29日付第201600129051号 一部改正 平成28年11月29日付第201600129051号 鳥取県農林水産部長通知	
第1～第3 [略]	第4 事業実施における基準 1 木材産業事業体の要件 [略] 2 研修生の要件 [略] 3 補助対象となる助成期間 補助対象となる助成期間は、次のとおりとする。 (1) 本補助事業実施年度中の研修を実施する期間（以下「研修期間」という。）とする。 (2) トライアル雇用研修の研修期間は、3か月以内とする。 (3) 新規就業者育成研修の研修期間は、12か月以内とする。 (4) トライアル雇用研修の研修期間が3か月に満たない場合及び新規就業者育成研修の研修期間が12か月に満たない場合は、本補助事業実施年度の翌年度において不足した期間を連続して研修することである。	第1～第3 [略]	第4 事業実施における基準 1 木材産業事業体の要件 [略] 2 研修生の要件 [略] 3 補助対象となる助成期間 補助対象となる助成期間は、次のとおりとする。 (1) 本補助事業実施年度中の研修を実施する期間（以下「研修期間」という。）とする。 (2) トライアル雇用研修の研修期間は、3か月以内とする。 (3) 新規就業者育成研修の研修期間は、12か月以内とする。 (4) トライアル雇用研修の研修期間が3か月に満たない場合及び新規就業者育成研修の研修期間が12か月に満たない場合は、本補助事業実施年度の翌年度において不足した期間を連続して研修することである。
第4 事業の実施 1 研修計画 [略] 2 研修内容の記録等 [略]		第4 事業の実施 1 研修計画 [略] 2 研修内容の記録等 [略]	
第5 実施状況等の報告 事業実施主体は、下記により研修の実施状況等を報告するものとする。 (1) トライアル雇用研修が完了した時は、様式-2によりトライアル雇用研修完了報告書を作成し、遅滞なく地方事務所の長に提出すること。 また、地方事務所の長は、事業実施主体から提出されたトライアル雇用研修完了報告書の写しを、す		第5 事業の実施 1 研修計画 [略] 2 研修内容の記録等 [略]	
第6 補助対象経費の算出方法 [略]		第6 補助対象経費の算出方法 [略]	
第7 事業の実施 1 研修計画 [略] 2 研修内容の記録等 [略]		第7 事業の実施 1 研修計画 [略] 2 研修内容の記録等 [略]	

改 正 後	改 正 前
みやかに森林・林業振興局長に提出すること。 (2) 研修実施状況報告 事業実施主体は、四半期毎に研修実施状況報告書を様式－3により作成し、翌月<u>末</u>までに地方事務所の長に提出すること。ただし、事業が完了した場合は、実績報告書とともに提出すること。 4 県が実施する調査への協力 (1) 事業実施主体は、県が実施する木材産業の労働に関する調査（労務管理や職場環境に関する社会保険労務士による調査（労務管理諸規則の開示や職場点検を含む。）、研修生への面談、<u>就業状況の調査</u>、離職理由の調査等）に協力しなければならない。 (2) 研修生は、県が実施する木材産業の労働に関する調査（社会保険労務士との定期的な面談、離職理由の調査等）に協力するものとする。 第6 [略]	みやかに森林・林業振興局長に提出すること。 (2) 研修実施状況報告 事業実施主体は、四半期毎に研修実施状況報告書を様式－3により作成し、翌月の<u>10日</u>までに地方事務所の長に提出すること。ただし、<u>四半期の途中において</u>事業が完了した場合は、実績報告書とともに提出すること。 4 県が実施する調査への協力 (1) 事業実施主体は、県が実施する木材産業の労働に関する調査（労務管理や職場環境に関する社会保険労務士による調査（労務管理諸規則の開示や職場点検を含む。）、研修生への面談、離職理由の調査等）に協力しなければならない。 (2) 研修生は、県が実施する木材産業の労働に関する調査（社会保険労務士との定期的な面談、離職理由の調査等）に協力するものとする。 第6 [略]

別表1 (第4の1及び2の関係)

木材産業事業体及び研修生の要件

研修の種類	木材産業事業体の要件	研修生の要件
トライアル雇用研修	1 県産原木又は県産材を取扱う木材産業事業体（県産原木又は県産材を取扱う予定の木材産業事業体も含む。）であること。 2 本事業と同様の、県の他の補助事業を受けていないこと。 3 事前にトライアル雇用求人（以下、「ハローワーク又は職業紹介事業者（以下、「ハローワーク等」という。）に提出する等、国トライアル雇用の利用を前提とした求人を行い、ハローワーク等を通して研修生を雇用していること。 4 国トライアル雇用の要件を満たす研修生については、本事業と国トライアル雇用を併用すること。	1 就業時に県内に居住している者又は居住予定者であること。 2 技術・営業等の研修を受けることができる健康状態であること。 3 研修終了後5年間は就業が可能であること。 4 本人の意向に基づき、原則3か月間の有期雇用契約により雇用された者であること。 5 労災保険及び雇用保険に加入している者又は加入予定者であること。 6 木質バイオマス事業の場合は、事業を行う上で義務付けが行われている有資格者（電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者等）ではないこと。
新規就業者育成研修	1 県産原木又は県産材を取扱う木材産業事業体（県産原木又は県産材を取扱う予定の木材産業事業体も含む。）であること。 2 本事業と同様の、県の他の補助事業を受けていないこと。 3 研修生が新卒者以外の場合は、ハローワーク等を通して雇用をしていること又はトライアル雇用研修から引き続き雇用していること。 4 新卒者の場合は、学校等を通して雇用をしていること。 5 本事業の研修終了後、研修生を5年間以上雇用する意思があること。	1 木材産業事業体に研修開始の6か月前に降に雇用されていること。 2 就業時に県内に居住している者又は居住予定者であること。 3 技術・営業等の研修を受けることができる健康状態であること。 4 研修終了後5年間は就業が可能であること。 5 常用雇用契約により雇用された者であること。 6 労災保険及び雇用保険に加入している者又は加入予定者であること。 7 木質バイオマス事業の場合は、事業を行う上で義務付けが行われている有資格者（電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者等）ではないこと。

別表1 (第4の1及び2関係)

木材産業事業体及び研修生の要件

研修の種類	木材産業事業体の要件	研修生の要件
共通	1 県産原木又は県産材を取扱う木材産業事業体（県産原木又は県産材を取扱う予定の木材産業事業体も含む。）であること。 2 本事業と同様の、県の他の補助事業を受けていないこと。 3 事業規模の拡大等を目的として、事業所又は採用部門で正規雇用者（継続雇用を前提としたトライアル雇用者を含む）が純増となるよう、研修生を雇用していること。	1 就業時に県内に居住している者又は居住予定者であること。 2 技術・営業等の研修を受けることができる健康状態であること。 3 研修終了後5年間は就業が可能であること。 4 労災保険及び雇用保険に加入している者又は加入予定者であること。
トライアル雇用研修	1 事前にトライアル雇用求人（以下、「ハローワーク又は職業紹介事業者（以下、「ハローワーク等」という。）に提出する等、国トライアル雇用の利用を前提とした求人を行い、ハローワーク等を通して研修生を雇用していること。 2 国トライアル雇用の要件を満たす研修生については、本事業と国トライアル雇用を併用すること。	1 本人の意向に基づき、原則3か月間の有期雇用契約により雇用された者であること。
新規就業者育成研修	1 研修生が新卒者以外の場合は、ハローワーク等を通して雇用をしていること又はトライアル雇用研修から引き続き雇用していること。 2 新卒者の場合は、学校等を通して雇用をしていること。 3 本事業の研修終了後、研修生を5年間以上雇用する意思があること。	1 木材産業事業体に研修開始の6か月前に降に雇用されていること。 2 常用雇用契約により雇用された者であること。

別表2 (第4の4関係)

別表2 (第4の4関係)

研修推進費等の算出

研修推進費等の算出

経費区分等		基本及び考え方
1 研修推進費	(1) 研修費	<u>0.1%等の研修を受ける者一人あたりにつき</u> 、月毎に支払われた基本給、各種手当(住居手当及び通勤手当を除く。)、労災保険料及び雇用保険料(事業主負担分)の合計額として上限額152,600円とする。
	(2) 住居・通勤手当	月毎に支払われた住居手当及び通勤手当の合計額として <u>一人あたり</u> 上限額33,000円とする。
2 助成対象額の算出	研修推進費	研修生1人に対して月毎に支払われた額と、それぞれの上限額のいずれか低い額とする。 ただし、トライアル雇用研修に国トライアル雇用を併用した場合や、国の雇用調整助成金等の支援を受けた場合は、研修推進費から国の奨励金等を除いた額を補助対象経費とする。
		研修生1名の月の基本給150,000円+住居・通勤手当以外の手当10,000円の場合 支給経費 160,000円 労働保険料160,000×2.1%(注) = 3,360円 合計 163,360円 @支給額163,360円>上限額152,600円 (月上限額が研修生1人当たりの研修推進費) 注: 労災保険料率1.40%と雇用保険料率(事業主負担分) 0.7%の合計
3 研修推進費の計算事例	(労働保険料率は木材製造業を事例としており、その他の木材産業においては実際に支払う保険料率を適用すること。)	研修生1名の月の基本給120,000円+住居・通勤手当以外の手当10,000円の場合 支給経費 130,000円 労働保険料130,000×2.1% = 2,730円 合計 132,730円 @支給額132,730円<上限額152,600円 (支給額が研修生1人当たりの研修推進費) 研修生1名の月の基本給140,000円+住居・通勤手当以外の手当10,000円+住居・通勤手当20,000円で、国トライアル雇用を併用した場合 支給経費 170,000円 内訳 基本給と住居・通勤手当以外の手当① 150,000円 住居・通勤手当② 20,000円 労働保険料③ 170,000×2.1% = 3,570円 合計 173,570円 国のトライアル雇用奨励金④ 40,000円 研修費⑤ @支給額(①+③) 153,570円>上限額152,600円 住居・通勤手当⑥ @支給額(②) 20,000円<上限額 33,000円 研修推進費⑦ (=⑤+⑥) 152,600+20,000=172,600円 <u>補助金額</u> (⑦-④) 172,600-40,000=132,600円

経費区分等		基本及び考え方
1 研修推進費	(1) 研修費	月毎に支払われた基本給、各種手当(住居手当及び通勤手当を除く。)、労災保険料及び雇用保険料(事業主負担分)の合計額として上限額152,600円(木質バイオマス事業は150,600円)とする。
	(2) 住居・通勤手当	月毎に支払われた住居手当及び通勤手当の合計額として上限額33,000円とする。
2 助成対象額の算出	研修推進費	研修生1人に対して月毎に支払われた額と、それぞれの上限額のいずれか低い額とする。 ただし、トライアル雇用研修に国トライアル雇用を併用した場合や、国の雇用調整助成金等の支援を受けた場合は、研修推進費から国の奨励金等を除いた額を補助対象経費とする。
		研修生1名の月の基本給150,000円+住居・通勤手当以外の手当10,000円の場合 支給経費 160,000円 労働保険料160,000×2.1%(注) = 3,360円 合計 163,360円 @支給額163,360円>上限額152,600円 (月上限額が研修生1人当たりの研修推進費) 注: 労災保険料率1.40%と雇用保険料率(事業主負担分) 0.7%の合計
3 研修推進費の計算事例	(労働保険料率は木材製造業を事例としており、その他の木材産業においては実際に支払う保険料率を適用すること。)	研修生1名の月の基本給120,000円+住居・通勤手当以外の手当10,000円の場合 支給経費 130,000円 労働保険料130,000×2.1% = 2,730円 合計 132,730円 @支給額132,730円<上限額152,600円 (支給額が研修生1人当たりの研修推進費) 研修生1名の月の基本給140,000円+住居・通勤手当以外の手当10,000円+住居・通勤手当20,000円で、国トライアル雇用を併用した場合 支給経費 170,000円 内訳 基本給と住居・通勤手当以外の手当① 150,000円 住居・通勤手当② 20,000円 労働保険料③ 170,000×2.1% = 3,570円 合計 173,570円 国のトライアル雇用奨励金④ 40,000円 研修費⑤ @支給額(①+③) 153,570円>上限額152,600円 住居・通勤手当⑥ @支給額(②) 20,000円<上限額 33,000円 研修推進費⑦ (=⑤+⑥) 152,600+20,000=172,600円 <u>補助対象経費</u> (⑦-④) 172,600-40,000=132,600円

改 正 後		改 正 前	
様式-1	平成 年 月 日 鳥取県木材産業雇用支援事業研修計画書 事業主体名	様式-1 平成 年 月 日 鳥取県木材産業雇用支援事業研修計画書 事業主体名	
1 事業主体の概要		1 事業主体の概要	
正社員数		正社員数	
過去の研修生受入実績		過去の研修生受入実績	
研修生採用前1年間の正社員雇用数		研修生採用前1年間の正社員雇用数	
年 月 人		年 月 人	
年 月 人		年 月 人	
新規雇用の理由		新規雇用の理由	
1. 業務拡大 (ア. 経営規模の拡大 イ. 新規部門の開始 ウ. 販売対策の強化 エ. 新技術の導入 オ. 後継者の確保)		1. 業務拡大 (ア. 経営規模の拡大 イ. 新規部門の開始 ウ. 販売対策の強化 エ. 新技術の導入 オ. その他 ())	
2. その他 ()		2. 後継者の確保 (カ. 中途退職者の補充 キ. 定年退職 (予定) 者の後継者 ク. その他 ())	
3. その他 ()		3. その他 ()	
2～4 [略]		2～4 [略]	
様式-2 [略]		様式-2 [略]	
様式-3 [略]		様式-3 [略]	

別紙1

研修生日誌

事業主体名

研修生氏名

月日	曜日	研修内容(具体的に記入)	指導者名	指導者建診
月 日	日			
月 日	月			
月 日	火			
月 日	水			
月 日	木			
月 日	金			
月 日	土			
月 日	日			
月 日	月			
月 日	火			
月 日	水			
月 日	木			
月 日	金			
月 日	土			

注:研修生日誌は、研修生本人が記載し、指導者が内容を確認すること。

別紙1

研修生日誌

事業主体名

研修生氏名

月日	曜日	研修内容(具体的に記入)	指導者名
月 日	日		
月 日	月		
月 日	火		
月 日	水		
月 日	木		
月 日	金		
月 日	土		
月 日	日		
月 日	月		
月 日	火		
月 日	水		
月 日	木		
月 日	金		
月 日	土		

注:研修生日誌は、研修生本人が記載すること。

改 正 後		改 正 前
別紙2 [略]		別紙2 [略]
別紙3 [略]		別紙3 [略]

附 則
 この改正は、平成29年6月20日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

